

平成 29 年度

# 南魚沼市中小企業向け融資支援のご案内

南魚沼市では、中小企業者の経営の安定と活性化を図るため、中小企業向け制度融資をご用意しておりますので、ぜひご活用ください。

## 1. 南魚沼市地方産業育成資金について

融資対象者	市内に住所もしくは事業所を有する中小企業者
融資限度額	1,000万円（限度額以内なら1金融機関2口まで可能）
利率(固定)	年1.70%（責任共有制度対象外の信用保証付） 年1.90%（責任共有制度対象の信用保証付） 年2.20%（信用保証なし）
資金用途	運転資金・設備資金
返済期間	運転資金5年以内（据置6か月以内含む） 設備資金7年以内（据置6か月以内含む）
保証人・担保	取扱い金融機関の定めによる
保証料補給	補給率 50%

※ 風俗関連営業及びサービス業のうち娯楽業は対象となりません。

### ●申込に必要な書類

- ・借入申込書(市様式)
  - ・商工会の意見書
  - ・設備資金の場合は見積書等の写し
  - ・信用保証料補給申請書(信用保証付の場合)
  - ・個人営業の方は青色申告書の写し(白色の方は確定申告書の写し)
  - ・法人営業の方は前期の決算書の写し(勘定科目明細書を含む)
- なお、決算後6ヶ月を経過している場合は最近の試算表の写し

### ●ご利用方法

融資を希望される方は、下記の取扱い金融機関へお申込みください。

#### 【取扱い金融機関】

北越銀行、第四銀行、大光銀行、新潟県信用組合、長岡信用金庫、塩沢信用組合、魚沼みなみ農協、しおざわ農業協同組合の市内本支店並びに支所

## 2. 信用保証料の補給について

中小企業者は金融機関からの借入れに対して、新潟県信用保証協会の保証を付けることが出来ますが、それには別途信用保証料の支払いが必要です。南魚沼市では以下の資金を利用する場合に、保証料の補給を行い借入れの負担軽減を図っています。

対象融資制度名	借入額	補給割合
南魚沼市地方産業育成資金	1,000万円以下	50%
南魚沼市地方産業育成資金 (ものづくり分野 <sup>注1</sup> )	1,000万円以下	100%
新潟県小規模企業支援資金	300万円以下	100%
	300万円超から 1,250万円以下	50%
新潟県小規模企業支援資金 (ものづくり分野 <sup>注1</sup> )	1,250万円以下	100%
新潟県中小企業創業等支援資金 (創業枠 一般要件)	1,000万円以下	100%
	1,000万円超から 2,500万円以下	50%
新潟県中小企業創業等支援資金 (創業枠 金融機関提案要件)	1,000万円以下	100%
	1,000万円超から 2,500万円以下	50%

注1：ものづくり分野における補助金を受けた中小企業者に対し、その事業遂行のため借り入れた融資に対し補給します。

### ●申請に必要な書類

- ・南魚沼市信用保証料補給申請書(市様式)
- ・南魚沼市納税証明書
- ・信用保証書の写し(後日整い次第提出してください。)

ただし、ものづくり分野における補助金を受け信用保証料補給を申請する場合

- ・南魚沼市信用保証料(ものづくり分野)補給申請書(市様式)
- ・ものづくり補助金の採択決定通知の写し
- ・南魚沼市納税証明書
- ・信用保証書の写し(後日整い次第提出してください。)

### ●ご利用方法

金融機関にてお問い合わせ、お申込みください。

#### 【取扱い金融機関】

北越銀行、第四銀行、大光銀行、新潟県信用組合、長岡信用金庫、塩沢信用組合、魚沼みなみ農協、しおざわ農業協同組合の本支店並びに支所

※新潟県信用保証協会及び信用保証制度については下記にお問合せください。

【新潟県信用保証協会長岡支店 電話 0258-35-5714】

※新潟県小規模企業支援資金、新潟県中小企業創業等支援資金については下記にお問合せください。 【新潟県産業政策課 電話 025-280-5240】

### 3. セーフティーネット保証認定について

南魚沼市では、業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置として、セーフティーネット保証5号に係る認定を行っております。

#### ●対象中小企業者

以下のいずれかの要件を満たすことについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者が対象。

- (イ) 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者。
- (ロ) 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

※対象指定業種は四半期ごとに更新されます。詳しくは中小企業庁のホームページをご確認ください。

#### ●ご利用方法

金融機関にてお問い合わせ、お申込みください。

### 4. 利子の補給について

南魚沼市では、日本金融政策公庫が行う小規模事業者経営改善資金の利用者に対して該当利子の1%を超える部分について0.85%を上限に補給します。(借入れから3年間)

お申込み、その他詳しい内容については、市内商工会までお問合せください。

- 大和商工会 電話 025-777-3500
- 六日町商工会 電話 025-772-2590
- 塩沢商工会 電話 025-782-1206

#### 【問合せ・担当】

南魚沼市 商工観光課 商工振興班

電話 025-773-6665 FAX 025-773-6710

E-mail [syoukou-s@city.minamiuonuma.lg.jp](mailto:syoukou-s@city.minamiuonuma.lg.jp)